

半田市職員の公益通報に係る報告について

令和7年2月27日付で、半田市職員（匿名）から公益通報委員会に対し、半田市職員の公益通報に関する要綱（以下「要綱」）第3条に基づく公益目的通報書による通報がありました。

要綱第7条に基づく調査を実施したところ、通報書に記載された法令違反の事実を確認し、令和7年10月31日付で、公益通報委員会から半田市長に対し、調査報告書を提出しました。その概要は以下のとおりです。

記

1. 通報内容

始業前の準備及び終業後の片づけに対する時間外勤務の報酬の未払い

2. 調査方法

①時間外勤務に対する報酬の未払いに関する調査（令和7年4～5月）

公益目的通報書による勤務時間外における準備、片づけ等の有無について、所属長、職員（退職者含む）の区分に分けて全職員に調査を実施した。

②時間外勤務に対する報酬の未払い等に関する調査に伴う未払いの認定等作業（令和7年6～9月）

①の調査結果を受け、該当職員の時間外勤務の状況を全件把握する目的で行われた所属長による超過勤務の認定作業を分析・解析した。

なお、いずれの調査も調査対象期間は、令和4年2月～令和7年3月とした。

3. 調査結果及び公益通報委員会の判断

調査結果からは、66 所属のうち 57 所属の 1,073 名 37,686 時間 58 分を、通常の勤務時間外に実施している各種の準備、片づけ行為に対して、勤務として扱っていない実態を確認した。その背景には、勤務命令を発する所属長の認識不足だけでなく、長年の慣習として勤務命令と扱わない組織内の風習があったことが、調査を通じて把握できた。

今般の公益目的通報書にて指摘されている、勤務実態がある時間外業務に係る超過勤務手当の未払いもあわせて確認でき、労働基準法に照らして違法な状態であると判断する。

ついては、今回の調査結果をもとに、適切な勤怠管理がなされることは言うまでもないが、準備・片づけ等を含めた業務の在り方については、組織全体の長年の慣習によるものを改め、関係法令に基づく適切な勤務命令となるよう職員・所属長に示すこと、また、過去の超過勤務手当の未払い分についても早期に支給すべきである。

なお、令和7年2月27日付け通報書の受理を契機に、令和7年4月1日付で業務に必要な準備行為や片づけ行為等の取扱いについて市長から職員に周知され、通報に係る所定の改善対応がなされている点は当委員会も承知しているが、また違法な状況が生じないように適切な対応が継続されることをあらためて求める。